



# 秋田県公報

目 次

規則

秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（六九・税務課）

規則

秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十九号

秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成十四年秋田県条例第四十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年十二月十八日とする。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千五百円

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(0186)87-6666  
FAX印刷  
株式会社  
松原雄  
原繁  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
mail:matsubara@matsubarainansatsu.com  
(0186)87-6666